

広島県動物救護活動マニュアル (各動物愛護センター)

令和元年 7 月策定

令和 7 年 3 月改正

目的

このマニュアルは、令和元年7月に策定した広島県災害時動物救護指針及び広島県災害時動物救護要領に基づき、動物愛護管理及び動物による人への危害防止や生活環境保全の観点から、震災等の大規模災害発生時に設置する広島県動物救護本部（以下、「救護本部」という。）及び広島県動物救護本部地域支部（以下、「地域支部」という。）の運営等について、具体的な活動内容を定めるものである。

発災直後（1～2 日）の対応

1 動物救護本部地域支部の設置

自然災害等により県内で甚大な被害が発生したとき、又は発生すると予測されるとき、各動物愛護センターは速やかに関係機関と協議し、動物救護本部地域支部を設置する。

【具体的対応】

(1) 県食品生活衛生課との協議

(2) 地域支部設置及び相談窓口の設置に係る広報

地域支部は、電話等による被災動物に関する相談窓口を設置し、その旨を広く県民に周知する。報道機関等からの取材の機会もこれに活用する。

- ・ 県ホームページへの掲載（参考資料 1）

(3) 協力団体等への情報提供と調整

動物愛護推進員や事前に協力を申し出ている団体等に対し、必要に応じ情報提供を行い、応急手当や一時預かりを円滑に行う体制を整える。

2 情報収集及び報告

地域支部は、特に人への危害が生じる可能性が高い特定動物の逸走の有無を発災初期に確認する。また、避難所の調査を行い、同行避難者の有無、ペットの頭数及びニーズ等の把握に可及的速やかに努める。

【具体的対応】

(1) 特定動物の飼養施設の確認

特定動物飼養者に対する調査行い、施設の破損等に伴う特定動物の逸走がないことを確認する。結果については、速やかに動物救護本部へ報告する。

逸走等が確認された場合は、関係各所と連携し人への危害が生じないよう適宜対応する。

(2) 避難所の調査（同行避難情報、避難者ニーズ等）

動物愛護推進員連絡会議等と連携して避難所の調査を行い、状況を動物救護本部へ報告する。

〔関連様式〕

- ・ 様式 1-1 協力団体等一覧
- ・ 様式 2-1 避難所調査票
- ・ 様式 2-2 避難所同行避難状況一覧

3 同行避難等に係る支援

地域支部は、調査によって得られた情報のほか、寄せられた相談等に基づき、被災者に対し必要な支援等を行う。

【具体的対応】

(1) 市町（避難所運営主体）への同行避難に係る指導、助言等

各市町から同行避難に係る相談等があれば応じる。

(2) 協力団体等への一時預かり対応依頼

避難所等において動物の受け入れができない等、飼い主から一時預かりを依頼された場合は、各協力団体等と調整し一時預かりを依頼する。

〔関連様式〕

- ・様式 1-1 協力団体等一覧
- ・様式 5-1 誓約書（一時預かりボランティア）
- ・様式 5-2 一時預かり依頼書

(3) 支援物資の搬送

避難所等から物資支援の要請があった場合は、備蓄物資等を活用し要請に応じる。なお、自ら搬送することが困難である場合は動物愛護推進員連絡会議等に搬送を依頼する。

〔関連様式〕

- ・様式 1-1 協力団体等一覧
- ・様式 9 物資搬送記録

発災初期～中期の対応

1 人への危害防止及び動物の保護と報告

地域支部は、逸走犬等による人への危害を防止し、動物を保護する観点から、放浪動物及び負傷動物等の保護・収容を行う。また、これらの内容等を記録し定期的に動物救護本部へ報告する。

【具体的活動】

(1) 逸走犬等による人への危害防止

人への危害防止を未然に防ぐ（拡大を防ぐ）ため、放浪動物を収容し、咬傷事故等に速やかに対応する。

〔関連様式〕

- ・ 様式 7-1 地域支部活動日報

(2) 負傷動物・放浪動物の保護・収容等

地域支部は、公園、広場、その他の公共の場所において、所有者不明の負傷動物・放浪動物の保護・収容を行い、応急手当・治療等に対応する。

〔関連様式〕

- ・ 様式 7-1 地域支部活動日報

2 被災者等の支援と報告

地域支部は、動物愛護推進員連絡会議等と連携し被災者の支援に当たる。また、支援の内容等を記録し定期的に動物救護本部へ報告する。

【具体的活動】

(1) 相談の受付

被災者等から、被災動物等に係る相談等があれば応じる。また、各市町から同行避難に係る相談等があれば応じる。

〔関連様式〕

- ・ 様式 7-3 相談受付票
- ・ 様式 7-1 地域支部活動日報

(2) 被災者の支援

動物愛護推進員連絡会議等と連携して被災動物の適正飼育・健康管理等の支援に当たるとともに、引き続き避難所の調査を行い、被災者のニーズを積極的に把握する（参考資料 2）。

〔関連様式〕

- ・ 様式 2-1 避難所調査票
- ・ 様式 2-2 避難所同行避難状況一覧
- ・ 様式 7-1 地域支部活動日報

(3) 協力団体等への一時預かり対応依頼

避難所等において動物の受け入れができない等、飼い主から一時預かりを依頼された場合は、協力団体や動物愛護推進員連絡会議等と調整し一時預かりを依頼する（参考資料 2）。

〔関連様式〕

- ・ 様式 5-1 誓約書（一時預かりボランティア）
- ・ 様式 5-2 一時預かり依頼書
- ・ 様式 7-1 地域支部活動日報
- ・ 様式 8-1 一時預かり受け入れ一覧

(4) 支援物資の受け入れ、搬送

ペット災害支援協議会等から送付される支援物資を受け入れ保管管理を行い、避難所等から物資支援の要請があった場合は、備蓄物資等と合わせ要請に応じる。なお、自ら搬送することが困難である場合は、動物愛護推進員連絡会議等に搬送を依頼する（参考資料 2）。

〔関連様式〕

- ・ 様式 7-1 地域支部活動日報
- ・ 様式 9 物資搬送記録

(5) 日報の報告

効率的かつ効果的な支援を行うため、動物救護本部へ定期的に報告を行う。

〔関連様式〕

- ・ 様式 7-1 地域支部活動日報

(6) 救護本部会議への出席

地域支部は、救護本部が開催する救護本部会議に出席し、関係各所と情報共有及び協議を行う。

3 取材等への対応

地域支部は、報道機関からの取材等に対応し、その機会を情報発信のため最大限活用することとする。

災害後期～救護本部廃止の対応

1 救護本部及び地域支部の廃止

地域支部は、災害時の応急対策が概ね完了したと認められる場合、救護本部及び地域支部の活動を終了し廃止する。なお、この決定は救護本部会議に諮って行うものとする。

2 対応の検証

救護本部及び地域支部を廃止した後、各動物愛護センターは、県食品生活衛生課が必要に応じ実施する救護本部及び地域支部の対応の検証に参加し、反省点の抽出、改善策の検討を行う。

3 要領等の見直し

各動物愛護センターは、対応の検証を踏まえ、必要に応じて関係機関とともに要領等の見直しを行い、職員等に周知する。

(参考資料1 ホームページ掲載例)

災害時における動物救護本部を設置しました。

年 月 日

この度の 災害を受け、広島県、(公社)広島県獣医師会および各動物愛護センターで構成する動物救護本部を設置いたしました。

各動物愛護センターでは動物救護本部地域支部として、被災動物についての相談等をお受けしておりますので、〇〇動物愛護センターへお問い合わせください。

<相談内容>

- ・行方不明となったペットの相談
- ・保護した飼い主不明の動物に関する相談
- ・避難所への同行避難に関する相談
- ・避難所でのペットの飼養方法、健康管理等の相談
- ・その他ペットの飼養に関する全般 等

<相談先>

広島市内 → 広島市動物愛護センター (082-243-6058)
呉市内 → 呉市動物愛護センター (0823-70-3711)
福山市内 → 福山市動物愛護センター (084-970-1201)
その他の市町 → 広島県動物愛護センター (0848-60-8511)



(参考資料 2)

動物救護活動の対応方法（災害）

「ペットの一時預かり」、「避難所におけるペットの健康管理支援」及び「ペット関連物資の配布」の対応方法について、動物救護本部で協議し、次のとおり対応することとした。

【ペットの一時預かり】

地域支部（各動物愛護センター）で受付

↓

県獣医師会に依頼

↓

県獣医師会が担当獣医師を選定

↓

地域支部に連絡

↓

地域支部から依頼者に連絡

【避難所におけるペットの健康管理支援】

地域支部（各動物愛護センター）で受付

↓

県獣医師会に依頼

↓

県獣医師会が担当獣医師を選定

↓

地域支部に連絡

↓

地域支部から依頼者に連絡

【ペット関連救援物資の配布】

地域支部（各動物愛護センター）で受付

↓

推進員連絡会議に依頼

↓

推進員連絡会議が搬送担当者を選定

↓

地域支部に搬送担当者を連絡

↓

推進員連絡会議の担当者が避難所へ搬送

（※対応が困難な場合は、地域支部が搬送）